会計	繰越	検算	転記		
㊀	㊀	㊀	㊀ ㊁ ㊂		

第７号様式
（その１）

収　支　報　告　書

平成 **26** 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）　しょうゆうかい

1 政治団体の名称　**昭　友　会**

2 主たる事務所の所在地　**帯広市東3条南13丁目19**

3 代表者の氏名　**中　川　郁　子**

4 会計責任者の氏名　**高　橋　猛　文**

5 事務担当者の氏名　**岡　本　　聡**

（電　話）　0155-27-2611

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類 ＿＿＿＿＿＿

資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　中川郁子

公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

受付 27.5.22 収支公開室 第　号

北海道選挙管理委員会 事務局十勝支所 27.5.12 収受 第　号
（受付印）

整理番号	

受付	審査	システム	照合	公表

1732

119060

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		8,298,825		
（前年からの繰越額）		8,297,504		
（本年の収入額）			1,321	
支出総額				0
翌年への繰越額		8,298,825		

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金額				円
員数				人

(2) 寄附											
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額 十億			百万			千			円	備考
(ア) 個人からの寄附										0	
[うち特定寄附]											
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ウ) 政治団体からの寄附										0	
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)										0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]											
イ 政党匿名寄附										0	
合計（ア＋イ）										0	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計												0	
1件10万円未満のもの									1	3	2	1	
合　　計									1	3	2	1	

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※　該当する項目に「✓」を付すこと。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成　27年　5月　1日

政治団体の名称　昭友会

※代表者の氏名

会計責任者の氏名　髙橋猛文　髙橋印 印

※　「代表者の氏名　㊞」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

平成２７年５月１日

昭友会
代表　　中川　郁子　殿

登録政治資金監査人　竹川博之
登　録　番　号　第　１８５３　号
研修終了年月日　平成２１年　７月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、昭友会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、昭友会の主たる事務所（帯広市東３条南１３丁目１９番地）において行なった。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

昭友会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、昭友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上